

保健衛生専門学院学生 各位

新型コロナウイルス感染症の対応について【第8報】学生対象

1. 当面の間、海外渡航は自粛してください。

※すでに渡航している場合、帰国時に体調不良があれば、必ず空港検疫に申し出て下さい。体調不良がない場合でも帰国後14日間は、朝夕の検温と症状観察をしてください。症状の有無や渡航先により、大学への入構が制限されます。

[[新型コロナウイルス感染症に係る海外渡航者の帰国後の対応について](#) 参照]

2. 課外活動等は、5月31日（日）まで、学外・学内にかかわらず中止してください。

※若年層は重症化する割合が非常に低く、感染拡大の状況が見えないため、結果として多くの中老年層に感染が及んでいると考えられます。

[出典：厚生労働省HP https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00011.html]

3. 3月17日（火）以降に、症状（37.5度以上の発熱、咳、倦怠感）があった場合、その他の体調不良や不安がありましたら、速やかに所属学部等事務室学生課までご連絡ください。

体調不良等により、4月以降のガイダンス及び講義等に出席できない場合は、教育的不利益が生じないよう十分な配慮を検討していますので、学部等事務室までご相談ください。

4. 新型コロナウイルス感染者（感染の疑いのある方を含む）と濃厚な（2m以内で30分以上会話するなど）接触があった場合は、次項目5の対応をしてください。

5. 毎日、体温を測定して記録してください。また、前項目4. に記載の接触等に限らず、次の症状等がある方は「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡するとともに、必ずその対応結果について所属学部・研究科等事務室に連絡してください。

1) 風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている。

（解熱剤を飲み続けなければならない時を含む）

2) 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある。

3) 糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）の基礎疾患がある方、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方は、重症化しやすいので、上記1）、2）の状態が2日程度続く場合。

- 4) 妊婦の方については、念のため、重症化しやすい方と同様に、早めに「帰国者・接触者相談センター」に相談すること。

体調管理には、[健康観察票](#)を活用してください。

※帰国者・接触者相談センター 連絡先

- ・相模原市：042-769-9237
- ・十和田市：0176-23-4261
- ・南魚沼市：025-772-8142
- ・東京、埼玉等その他の地域については、以下のURLから。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html

6. 日頃から手洗い・咳エチケットを励行し、咳が出る場合は、マスクを着用してください。
7. 自分で症状の判断がつかず、帰国者・接触者相談センターに連絡するか悩んだ場合は、まずは健康管理中心又は各キャンパス保健室に相談し、指示を仰いでください。
8. 詳しくは、一斉メール・学生ポータル、所属学部からの通知等を確認してください。
9. 新型コロナウイルス感染症及び海外渡航に関する最新の情報を確認するようにしてください。

※臨床実習中の学生は、各学部又は実習中の医療機関の指示に従ってください。

●内閣官房 HP

https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html

●新型コロナウイルス感染症についての相談・受診目安

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000596905.pdf>

【本件に関する連絡先】

○海外渡航に関すること

- ：国際部事務室 042-778-7935、9765
- ：各学部等事務室

○課外活動に関すること

- ・体育会及び文化会：教学センター学生課
042-778-9031、9323、9748
- ・各学部北里会：各学部等事務室